

「郡山市第7次総合計画（案）」にお寄せいただいた御意見等と（実施機関）の考え方

受付番号	御意見	(実施機関)の考え方
1	<p>1 郡山市総合計画と郡山市総合戦略との関係について            (1) 第7次総合計画（案）の「第1章 郡山市総合計画の全体像」の「1.総合計画の特徴」について</p> <p>ア 同総合計画（案）の第1章の「1.総合計画の特徴」では、総合計画が「公共計画」と「行政計画」で構成されているとして、総合計画の「構成」に着目して記述されています。</p> <p>イ そもそも「1.総合計画の特徴」においては、当該総合計画を理解する上で基本的な事項を記述するものと理解します。</p> <p>よって、単に「構成」を示すのではなく、同総合計画の立ち位置である郡山市のすべての政策分野を網羅し、指針や政策を示す市の最上位計画であることや、地方版総合戦略との関係又は位置付け等も明確に示した方が良いと考えます。</p> <p>なお、同計画（案）の「策定趣旨」や「2.総合計画と総合戦略の一体的推進」にも同趣旨の内容が記述していることは理解しています。</p> <p>※参考：「福島県総合計画」の「第1章 総合計画の基本的事項」</p>	<p>総合計画の特徴については、本計画の「構成」と「計画期間」に重きを置いて明示しています。</p>
2	<p>(2) 第7次総合計画（案）の「第2章人口ビジョン」について</p> <p>ア 同総合計画（案）の第2章の「1.都山市人口ビジョン策定の背景・目的」、「(1) 人口ビジョンの位置づけと目的」の中で、「（中略）、人口ビジョンは、地方版総合戦略の策定等に向けた基礎資料であるため、本総合計画において、一体的に策定します。」と記述している。</p> <p>しかし一方、郡山市は、2020年改訂版として「郡山市人口ビジョン」を既に策</p>	<p>今回策定する人口ビジョンは、新たに策定するものです。</p> <p>「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）」において、「地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しについては、地方版総合戦略と</p>

	<p>定及び公表している。</p> <p>そうなると、今回、総合計画（案）で掲げている「人口ビジョン」とは、2020年改訂版「郡山市人口ビジョン」の改訂という位置付けなのか、又は新規に策定するということになるのでしょうか。</p> <p>イ 「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き（令和6年6月版）」の中で記述されているとおり、「人口ビジョン」とは、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の第8条の規定に基づくものであり、同条第3項で規定している「創生本部（国）」は、創生総合戦略の案を作成するに当たって、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、「」を根拠に策定されるもので、同条9項及び10項の規定により、地方公共団体においても人口動向分析・将来人口推計を行うことが重要とされています。</p> <p>ウ よって、「人口ビジョン」は、法的な視点に立つと、地方自治体が策定する地方版総合戦略の基礎又は前提の範囲に入るものであると解釈するのが妥当であり、総合計画（案）の中で策定するという趣旨や位置付けでは、誤解が生じるものと思料します。</p> <p>仮に、総合計画の中で「人口ビジョン」を策定するとした場合、一方で、地方版総合戦略を改訂又は策定する際、その基礎となる「人口ビジョン」を総合計画の一部（第2章）の引用という建て付けとなり、混乱が生じるおそれがある。</p> <p>エ 「人口ビジョン」は、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に基けば、独立した形態として策定することが望ましいと思料します。</p> <p>先述の「地方版総合戦略の策定等に向けた人口動向分析・将来人口推計の手引き」の「I 基本的な考え方」の中で、同様の趣旨を記述している。</p>	<p>は別の文書（地方人口ビジョン）等の中で示し、地方版総合戦略の中で当該文書等を参照する形とするほか、地方版総合戦略の中で示す形とすることも考えられる。」との記載に基づき、人口ビジョンを本計画の中で策定することは可能と考えています。</p>
3	<p>2 「総合計画（案）」という文書（書籍）形式について</p> <p>総合計画（案）の文章については、行政機関の公文書の形式に基づき作成されているものと理解します。また一方、行政手続き上の審議会の審議等を経て市民等に公開する性格及び内容であることから、独立した書籍（本）形式を採用するものと理解します。</p>	<p>本計画の策定趣旨については、経過や策定目的並びに本市及び本市を取り巻く社会情勢等の変化、変遷を十分に踏まえた上で、現在から未来を見据えた方向性を端的に示しています。</p>

	(1) そうなると、総合計画（案）の冒頭の「策定趣旨」は、一般的な書籍形式でいうところの「前書き」に当たるのでしょうか。仮に「前書き」に当たるとする場合、本件総合計画（案）の作成動機や目的などの「肝」に当たる部分になるので、郡山市長からの言葉として、分かりやすい説明と意気込みを示すことも有益と思料します。	
4	<p>(2) 総合計画（案）の 16 ページからの 19 ページにある「東北の鼓動 未来を奏でる『選ばれるまち』郡山」については、目次の「第 1 章郡山市総合計画の全体像」の「4. 将来都市像」のことになるのでしょうか。</p> <p>少なくとも、目次と一致した表記がないので、読み手が混乱する恐れがあると懸念します。</p> <p>また、表現方法として写真の上に縦書き文字を載せている形式（レイア）となっており、本件総合計画（案）の全体の形式（横書き形式）と異なることから、多少違和感のある別冊の冊子（パンフレット）の印象を受けます。</p>	<p>「東北の鼓動 未来を奏でる『選ばれるまち』郡山」を、本市の将来都市像としています。</p> <p>16 ページから 19 ページへの御意見については今後の参考とし、わかりやすい明示に努めます。</p>
5	<p>(3) 総合計画（案）の「第 3 章 未来実現に向けた政策・施策体系」、「1. 政策・施策体系の全体像」の「(4) 体系の構造」では、三つの基本方針から六つ「大綱」がそれぞれ色分けして示され、それらは「施策」にも同様の色分けで区分されている。</p> <p>一方、48 ページ以降から 72 ページまでの部分は、目次の「3. 未来実現に向けた大綱別政策・施策体系」と一致した表記がないので、読み手が混乱する恐れがあると懸念します。</p> <p>更に、これらのページが、仮に「(4) 体系の構造」で示した大綱や施策を具体的に展開しているものとするならば、それぞれの大綱や施策の記述の部分を「(4) 体系の構造」と同じ色分けに合わせると、より正しい理解の一助になると考えます。</p>	<p>現時点では、「(4) 体系の構造」と 48 ページから 72 ページまでは、「大綱名」を一致した表記として記載し、区分していましたが、今後、パブリックコメント等を経て、内容確定後、ページ数横に目次項目を挿入するとともに、大綱ごとの色分け等を行い、わかりやすい明示に努めます。</p>

6	<p>3 「総合計画」の考え方について</p> <p>(1) 総合計画とは何か</p> <p>ア 郡山市のホームページの中の「『総合計画』とは何ですか？」に回答するページでは、総合計画は、（中略）、通常、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層で構造されるとしています。</p> <p>しかし、今回の第7次総合計画（案）では、その構成として「公共計画」と「行政計画」と示されていますが、それぞれは上述の「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のどれに相当するか分かりません。</p> <p>そもそも「第5次総合計画」から「第6次総合計画（？）」そして今回の「第7次総合計画（案）」への変遷する中で、それぞれの定義等が変わったということなのでしょうか。正しい理解をするためにできれば説明等が必要ではないかと思料します。</p> <p>イ 第7次総合計画（案）では、「第3章未来実現に向けた政策・施策体系」の「1. 政策・施策体系の全体像」の中で、政策・施策体系の「基本理念」及び「基本方針」を記述していますが、これらの理念や方針という行動目標等から具体的な施策等へ展開へのプロセスが見えにくく感じます。</p> <p>特に、「(4) 体系の構造」の中のイメージ図においては、将来の都市像から基本方針、6つ大綱と続きますが、それぞれの大綱を実施又は実現するための差分（課題や問題）の提示がないまま、重視する視点や政策に展開している印象があります。</p> <p>ウ ちなみに、「課題」とは、理想と現実の差分であり、解消しなければならない差＝「問題」と認識することであり、「原因」はこの問題を引き起こしている要因を指すとされています。</p> <p>そうなると、先ほどの理念や方針という行動目標等が「理想」であるとすると、その理想と現実との差分は何か、更にはその差を解消しなければならない「問題」と認識した場合、その問題の原因を解消するために取り組むべき方策＝課題を「施</p>	<p>平成20（2018）年度から平成29（2017）年度を計画期間とする郡山市第五次総合計画の策定時には、地方自治法において基本構想の策定が義務付けられておりましたが、その後、平成23（2011）年に同法が改正され、その条文が削除されています。</p> <p>のことから、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする、現在の本市の最上位計画「郡山市まちづくり基本指針」においては、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3層構造ではなく、「公共計画」・「行政計画」の2層構造としました。</p> <p>なお、これらの内容については「郡山市まちづくり基本指針」において説明しているため、今回策定する本計画では記載する予定はありませんが、市ウェブサイトにおいてわかりやすい内容の明示に努めます。</p> <p>各政策・施策体系の具体的な展開に関しては、第2階層「行政計画」の中で具体的な事業を明示してまいります。</p> <p>本市の現状と課題につきましては、大綱ごとに整理し、記載しております。</p>
---	---	---

	<p>策」として展開するプロセスの説明等※があれば、より理解がしやすいと思料します。</p> <p>※参考</p> <p>福島県総合計画においては、「第2章 福島県を取り巻く現状と課題」において現状とその課題を列挙し、「第3章 将來の姿」を提示した上で、現実との差分を解消するため取り組むべき方策（＝課題）を政策・施策として「第4章政策分野別の主要施策」で記述する構成やプロセスとなっている。</p> <p>特に、第4章の「3 政策分野別の主要な政策の体系」（48～53ページ）は、「将來の姿」→「主な課題」→「政策一施策」→「基本指標」というプロセスが体系的に明確に示されています。</p>	
7	<p>(2) 総合計画審議会について</p> <p>郡山市の総合計画審議会は、郡山市総合計画審議会条例（昭和52年郡山市条例第33号、以下単に「条例」という。）に基づき設置されていると理解します。また、総合計画審議会の所掌事務については、条例第5条の規定にある所掌事務を指し、別に定める郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第52条の規定により別表第4に記述されているとおり「条例第1条の規定による総合計画について必要な事項の審議に関すること」と理解します。</p> <p>そして、総合計画審議会においては、複数回の審議を経て、和7年11月28日付で「郡山市第7次総合計画について」を都山市長に答申したと承知しています。郡山市は、当該答申書で示された各大綱（テーマ）に対する大変貴重なご意見や提言等について、今回の第7次総合計画（案）の中に反映又は盛り込んでいるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>総合計画（案）の48ページ以降の「3.未来実現に向けた大綱別政策・施策体系」と答申書の内容を比較すると、表現が若干異なっていたり、政策等に盛り込まれていない部分も見受けられるようです。</p>	<p>郡山市総合計画審議会からの答申については、貴重な御意見として、可能な範囲で本計画（案）にて反映することとし、審議会委員の皆様と共有しています。</p> <p>事業に関する個別具体的な内容の御意見については、現在策定中の行政計画への反映により対応予定です。</p>

8	<p>4 その他</p> <p>総合計画（案）の「第2章人口ジョン」、「3. 郡山市を取り巻く環境の変化・未来」の「(6) 若者アンケート」について、当該アンケートの結果の一つとして、郡山市に愛着・親しみを感じると回答した人の割合が記述されています。</p> <p>そして、図表を見ると、愛着や親しみを「感じている」又は「どちらかというと感じている」と回答した人が、77%を超えて理解できる表示にとどまっています。</p> <p>しかし一方で、「郡山市まちづくり基本指針等策定支援業務アンケート分析結果報告書（令和7年3月、株式会社富士通総研）」を見ると、同じ質問と回答のところの解説において、次のような記述があります。</p> <p>(抜粋)</p> <p>暮らし向きが「上」と回答した人は愛着・親しみを「感じている」への回答比率が50.8%と最も高い一方で、暮らし向きが「中の中」、「中の下」及び「下」と回答した人は「上」と回答した人の半分以下であり、逆に「下」と回答した人は愛着・親しみを「どちらかというと感じていない」及び「感じていない」と回答した人の割合がそれぞれ26.0%及び32.0%と最も高いことから、経済的な豊かさに対する主観的な認識と愛着・親しみの感じ方は反比例すると言える。</p> <p>(中略)</p> <p>郡山市に対する愛着・親しみを感じていない理由について、1番目で最も多くの回答は「郡山市に住みなれていない」（35.3%）であり、次いで「駅周辺などが賑わっていない」（19.1%）、「良好な景観（街並みなど）が少ない」（12.8%）となっている。2番目で最も多くの回答は「良好な景観（街並みなど）が少ない」（16.2%）であり、次いで「治安が良くない」（14.8%）、「公園・広場などのオープンスペースが充実していない」（12.4%）となっている。3番目で最も多くの回答は「公園・広場などのオープンスペースが充実していない」（16.2%）であり、次いで「良好な景観（街並みなど）が少ない」（14.6%）、「治安が良くない」（10.8%）となっている。</p>	<p>若者アンケートの分析結果については、次の世代を担う若者の貴重な声でありますので、調査結果を掘り下げ、今後の業務の参考として取り組みに活かしてまいります。</p>
---	--	---

この解説で示されているように、郡山市に愛着・親しみを「どちらかというと感じていない」及び「感じていない」と回答した人については、①暮らし向きが「下」と回答した人の割合が最も多い、また、②「実家の場所を選択」の分類で、実家が「福島県外」東京圏の人達が圧倒的に多いという結果が出ている。特に②については、これは福島県外又は東京圏で生まれ育った若者が抱く郡山市に対する率直な印象であり評価と言わざるを得ないと考えます。

このような若者アンケート調査の結果を踏まえると、次のような観点から更なる分析検討や掘り下げた新たなアンケート調査も重要であろうと考えます。

- ・①については、暮らし向きが「下」と回答した人はどういう人たちでどの辺に生活拠点を置いているのか
- ・②については、何故そのような印象を持つのか、又は何（どこ）と比較しているのか

このような若者アンケートの素直な評価・分析等を記述するなどして、今回の総合計画（案）に改善すべき課題等として盛り込まないのでしょうか。

平成 20 年に音楽都市宣言をして、早、18 年を経過しております。東北のワイン、  
楽都こおりやま、として全国的な存在感が有り、特に毎年、小、中、高校の合唱の活躍  
ぶりは市民の誇りであると思います。

30 万人の中核都市として、音楽専用コンサートホールを豊田浄水場跡地に建設する  
ことを、強く要望いたします。

豊田浄水場跡地については、現時点で水害を  
抑制する「グリーンインフラ」の考え方を基本  
としながら、引き続き市民の皆様の御意見を伺  
いつつ、活用方法について検討してまいります。

10	<p>「選ばれるまち」郡山のため、新たに NPO 法人設立し、以下 3 項目の活動を提案します</p> <p>1. 生ゴミ削減対策として EM で生ゴミをリサイクル(堆肥化)</p> <p>活動中の茨城県自治体を見学し、回収方法等のノウハウ聴取した上で堆肥化工場建設及び EM 活性液培養のため 1,000ℓ 培養器(2 台)を設置する</p> <p>NPO より ①EM ボカシづくり用に持込者へ EM 活性液等の資材提供            ②EM ボカシ処理生ゴミ持込者へ生ゴミ堆肥、花の小鉢提供            ③制度化し取り組む</p> <p>2. 家庭菜園と花づくりを EM で無農薬栽培(1 の生ゴミ堆肥活用)</p> <p>3 力年計画として 1 年目 50 区画 (16.5 m<sup>2</sup>、5 坪／1 区画)            2 年目 100 区画、3 年目 200 区画(その後増設するか点検・見直し)</p> <p>NPO より ①生ゴミ堆肥、EM ボカシ、EM 活性液等の資材提供            ②講習会開催 (月 1 回程度)            ③情報提供 (SNS／LINE 等)            (案)会員制とし、法人会員会費 1 万円 個人会員会費 3 千円 徴収</p> <p>3. 環境教育として EM 活性液で市内学校のプール清掃(河川浄化)</p> <p>NPO より ①市内の希望する学校へ EM 活性液提供(秋 200ℓ 春 200ℓ)            ②プール清掃のための薬剤不使用により、排水での河川浄化            ③EM 活性液提供のため培養器の設置や運搬用軽トラ準備</p>	<p>ゴミ減量やリサイクルの促進については、持続可能な郡山を次の世代へ引き継ぐためには重要な御意見でありますので、参考にさせて頂きながら各種事業に取り組んでまいります。</p>
----	---	--

	<p>P.75</p> <p>各種医療機関が立地安心の生活環境医療機関数が掲載されています。医療機関数が多いことをアピールしたいということかと思います。ですが立地場所として市内全域にバランスが取れてはいないことや、病院や医師の評判は必ずしも高くはないと思えることから、数だけの記載では郡山市の魅力が伝わらないと思われます。また、計画案の中では医療・介護という分類で述べられている部分もあるので、このような数が多いという記載をするのであれば介護施設の数についても記載すべきと思います。</p> <p>その他 P.44 以降</p> <p>PDF ファイル上の検索機能が有効にならず（文字のコピーができない）、検索機能が使えないため、この文書にどのようなキーワードが多く記載されているかの確認ができませんでした。</p> <p><b>計画策定趣旨</b></p> <p>「選ばれるまち郡山」を合言葉に、誰もが笑顔で暮らせる日常と夢を抱ける未来を共に創りあげていきましょう。とあります。そのために課題を挙げ、目標とするのは意義があることかと思います。その中で市民が自分ごととして考え参画して取り組む姿勢にも同意できます。ただし、今回の計画の中に、犯罪対策や事故といった生活の安全性については記載がないため、選ばれるまちとして計画が十分かについて疑問を感じます。他の地域から市に勉学のために訪れる、移住を考えている方にとっては犯罪、事件、事故の発生数の現状、今後の対策・取り組みは重要なポイントだと思います。その対策についてこの資料では描かれていないように思います。</p>	<p>75 ページは、本市を含む 17 市町村で構成する「こおりやま広域圏」において、市民生活に直結する代表的な項目を示したページです。</p> <p>医療機関の立地については、採算性や存続性等の考慮も必要であることから民間事業者である医療機関の判断になると認識しておりますが、安定した医療サービスの提供に向けて、今後も関係団体と連携を取り合いながら、各種施策に取り組んでまいります。</p> <p>なお、介護施設の数については、介護サービスの種類が多岐にわたることから、本計画内では詳細に掲載しておりませんが、本市の施設数一覧を市ウェブサイトにて公開しております。</p> <p>犯罪や事故等への対策については、大綱 V- 政策 1- 施策②に「地域安全を守る防犯・防火・交通安全対策の充実」を掲げ、KPI（重要業績評価指標）に防火・防犯・交通安全に関する指標を設定しています。引き続き、市民の皆様の安心・安全な暮らしの実現に向け、各種事業に取り組んでまいります。</p>
--	---	---